

日本ジェンダー学会特別講演
2018年4月8日12時半—14時 仏教大学

19世紀のドイツにおける嬰兒殺しの女性たち マリタ・メッツ＝ベッカー（マールブルク大学教授）

通訳・翻訳：野口芳子

1.

マールブルクの国立公文書保管所には嬰兒殺しの犯罪に関する公文書を収録した本が存在する。その収録本は伝承の充実度から見ても、おそらくドイツで比類のないものであろう。そこには1770年から1870年にかけて100件以上の嬰兒殺しについての公文書が収録されており、それらは「グレートヒェンの悲劇、19世紀における嬰兒殺しの女性たち」という筆者の研究プロジェクトによって、学問的分析が行われた¹。はっきり言えることは、ちょうどこの時期に公文書の頁数が異常に増え、300頁以上のものも珍しくないほどになったということだ。啓蒙主義のコンテクストのなかで、行為者の女性の処刑が見合わされ、予防的処置が検討されると、司法は被告人の社会的心理的状态を考慮しようとし、家族、隣人、教師、牧師、雇い主、産婆、医者など、数多くの証人の供述を記録させた。これらの証言により、日常生活の詳しい状況、行為者の個人的状況、行為に走らせた動機などを把握することが可能となった。それについては、医学鑑定および国家福祉政策や国家家族政策を視野に入れた、当時の刑法がとくに大きな役割を演じた。なかでも医学鑑定や部局記録という形で発言を許された医学は、19世紀初頭の肉体像や男女像を作り上げたいわゆる女性特殊文化人類学の成立に²、大きく寄与したのである。

2.

多くの転落物語を手がかりに、嬰兒殺しを可能にした社会的環境を明らかにすることができる。嬰兒殺しは女性の日常生活のなかで独自の場を占有してきた出来事であった。調査対象の嬰兒殺しの女性たちは全員独身で、下層階層出身の田舎の女性たちであった。なかにはすでに私生児を生んでいた女性もいたが、その子たちは死んだか、あるいは里子にだされていた。行為が行われるまで母親の傍で生きていた私生児も数多くいた。すべては彼女たちが貧しく悲惨な生活環境に置かれていた女中あるいは日雇い労働者であり、いかなる財源も持たなかったことによるものなのだ。いつか自分の家族を持ち、自分の小さな農場でささやかな財産を手に入れるという将来の夢は、1人あるいは多くの私生児を持つことによって瞬く間に消えてしまった。奉公人の仕事は結婚や育児と両立できなかつたので、嬰兒殺しの女性のなかには女中の数が目立って多かつた。妊娠が発覚すると解雇されて収入の道が途絶えるだけでなく、宿泊する家もなくなり、社会

的な絆がなくなるというという恐怖心が、彼女たちを脅かしたのだ。子どもの父親との関係はたいていの場合絶たれており、それも子どもが生まれるずっと前に絶たれていた。関係を維持するための計画は立てられたことがなかった。自分が作った子どもに関心をもつ父親は、調査対象者のなかには1人もいなかったのである。

3.

行為に及んだ主たる動機として、女性たちが置かれていた物質的心理的に追い詰められた状態を想定しなければならない。自分自身の生存が脅かされている状態から逃れる方法がないという絶望感が、嬰兒殺しを行った女性たちの最大の動機であった。子捨てと同様、嬰兒殺しもまた、子どもに対する母親の本能的な絆が明確に形成されていたわけではないというところから出発しなければならない。しばしば母親自身が私生児として生まれ、児童養護施設で育ったので、自分自身が「家庭の暖かさ」を知らなかった。子どもは望んで出来たのではなく、使用された堕胎薬は成果を挙げず、妊娠が否定され、排除されたのである。子どもの死に対して痛みの感情を持たなかったというわけではなかった。女性たちの供述書からは、狼狽する気持ちや同情心は読み取れることができるが、冷淡さや粗暴さはほとんど読み取ることができない。子どもに対する情愛に満ちた関係と、子どもの死を甘受する、あるいは子どもに死をもたらすということは、必ずしもお互いに相いれない事項というわけではなかった³。それにもかかわらず、母親たちは嬰兒殺しを何度かは意識的に、しかしほとんどの場合は無意識に、何か月も前から決行しようと決意していた。嬰兒殺しが単なる発作的行動であったということはまずないといっていだろ。つねに、センセーショナルなやり方で、子どもの死でクライマックスに達する特別な消滅が用意されていたのだ。

- 1) 独身の女中は仕事を解雇されるのを恐れて、自分の妊娠を隠していた。それは職を失うだけでなく、社会環境も失うという危険に晒されていたからである。
- 2) 流産させる薬は、月経を回復させるか、あるいは流産させるかを期待して使用されたが、成功したことはなかった。
- 3) 妊婦状態は心理的エネルギーの極端な消耗をもたらした。
- 4) 牧師や司祭、雇い主、両親、隣人、同僚の前で、妊娠していることを粘り強く否認することは、妊婦をますます強く孤立させることになった。他人に対して妊娠を否定するだけでなく、自分に対しても子どもを産むという行為を強く否定した。
- 5) 当然の結果、出産や産褥に対する準備はまったくされていなかった（産婆も情報を提供せず、子ども用肌着も準備されなかった）。
- 6) 月が満ちた出産はショック体験を伴った。女たちは介助なしで産み落とすことができる隠れ家を探した。そこで望まない余計な子どもから——しばしば世話せず、受け入れずという過激なやり方で——解放されたのだ。

4.

女中のエリザベート・リントが遠く離れた庭で最初の風が吹くのを感じたとき、彼女は子どもを出産し、その子は極寒のなかで地面に直に放置したままにされた⁴。翌日、発見されたときには、新生児はすでに凍死していた。1830年1月、糸を買うために外出したとき、マリア・ノルもまた戸外の野原で出産した。彼女は子どもを雪の中に置き去りにして、糸を買いに行った。子どもの死体が発見されたのは、雪解けが始まった3月、春になってからのことであった⁵。

マリアは新生児を圧殺したのか、撲殺したのか、世話せず放置したのか、すべての嬰兒殺しの女性に共通することだが、彼女は母親になることができなかった。妊娠中にすでに、生まれてこない子どもに対して、母親の生活または家族の見通しのなかで、出産後の子どもの存在についてはいかなるイメージも、計画も、想像も存在しなかった。

子どもを出産するという現実直面すると、現在の低い地位すらなくなってしまうので、多くの女性はパニック状態に陥り、様々な意味に解釈される意味不明の行動をとった。彼女たちは子どもを殺すとき、ショック状態で行動している。そして多くの女性はあとでその行為を後悔している。

マルブルク出身の嬰兒殺しの女性ヴィルヘルミーナ・パウシュは、子どもを水の中に入れたときすぐに後悔した。そこで、子どもが少しでも生き返る気配があるかどうか確かめるため、子どもと一緒に1時間半地下室の横にある馬小屋に座っていたと供述した⁶。ガチョウ番の女アンナ・カタリーナ・グリーゼルもまた子どもを殺してからすぐ、自分の行為を後悔した。

「子どもが生まれたとき、私は左手で子どもの首をつかみ地面にピシャと落とした。子どもを引き出す際に、死の苦痛を和らげるために、子どもの首を強くつかんだ。そうすることによって、食料を確保し、自分が困窮と貧困から抜け出すことを願ったのだ。ところが、死んだ子どもを床から拾い上げたとき、私は『こんなこと、しなければよかった』と思った⁷。貧しい女中カタリーナ・クレームもまた後悔と子どもに対する同情心を非常に詳しく述べている。自白のなかで、彼女は次のように述べている。「子どもは私の目の前で地面に落ちた。…私はその子を拾い上げて、へその緒が切れたことに気づいた。子どもは完全に見事に成長しており、生きていた。子どもが泣き声をあげる前に、家の人が聞きつけないように、私は急いで子どもの口と鼻を蓋いだ。私自身の出産の痛みも同じ理由で歯を食いしばって我慢した。…最初、私は子どもが足を動かし、腕をピクピクさせ、空中で体を揺らしたと感じた。…次第に子どもは静かになり、最後には完全に静かになったと感じた⁸。庭の生垣の下に隠した死んだ子を、その後、彼女は毎日訪ねた。「金曜日の朝9時頃、私は子どもを見るために庭に行った。その子はまだ例のところに横たわっていた。…その子は私に一刻の安らぎも与えてくれなかった。子どもをあのようなやり方で殺したことは、とても悔やまれる。そして、私は次の日、土曜日もまた子どもを見に行った。その子は美しい大きな子だった⁹」。

5.

マルブルク国立公文書保存所の事例は、非常に大きな変動幅を指摘している。完全な抑圧と、

その後の感情的な子殺し、出口のなさから来る拒否の気持ちだけでなく、多くの涙を流し、最後には「あんなことしなかったらよかったのに」¹⁰、と後悔の言葉を口にしている。すべての女に共通していることは、いかなる「社会的ネットワーク」も彼女たちを救出することはなかったということだ。すべての人が外野席で見えており、この余分な子を食べさせ、衣服をあてがい、養育するということに対して客観的であった。これらの女のなかで、再び職場で働けるよう、子どもを引き取ってくれる両親の家がある人は1人もいなかった。子どもの父親であることを認めて、養育費を出そうという男性がいる女性は1人もいなかった。彼女たちが牧師に秘密を打ち明けたとき、教会での公の贖罪を思いとどまらせて、援助することを約束した牧師は1人もいなかった。妊娠が目前に迫ったとき、引き続き彼女を雇用するので宿無しになることもないし、分娩する場所も与えるということを保証した雇用主は1人もいなかった。

嬰兒殺しをした女のほとんどは、すでに子どもを持っていたし、援助なく子どもを育てることが、いかなる意味を持つかということを理解していた。子どもたちは養護施設に預けられ、母親たちはささやかな女中の給料からその子の食費や養育費を支払わなければならなかった。そのうえ、未婚の母親には、1824年までは姦淫罪の罰金刑（国家猥褻罰金）が課された。その金額はあまりに高額で、通常彼女たちの年間収入を上回る金額だったので、女たちには非常に厳しく感じられた。なるほど、啓蒙主義は猥褻罰金や様々な公の教会の贖罪を1世紀の間に漸次廃止していったが、しかし間もなくすべての女がそれによって打撃を受けた¹¹。正式な結婚を経ずに母親になることは、周囲から長い間受け入れられなかった。そのうえ、「公の憤り」の烙印を押された¹²。物質的な困窮のうえに、社会的差別が加えられ、嬰兒殺しの女がもたらす不名誉を危惧する気持ちが生じたのだ。両者の動機はお互いに密接に絡み合っていた。というのは、私生児の妊娠を告白するということは、貧困とホームレスになること意味する「職場の喪失」だけでなく、「公民権の喪失」をも意味し、周囲の人々の目には「屈辱」と「恥」を意味した。ゲルトルート・アイマーは裁判で、「とくに母親を悲しませなくなかった」¹³。それゆえ、密かに出産して子どもを殺したのだと供述した。恥と恐れ、それに主人の不機嫌さを加味して、カタリーナ・ケスラーは新生児を洋服ケースの中に押し込んだ¹⁴。子どもが死産であることを望む気持ちを、マリア・ノルは持っていた。彼女はすでに2人の私生児を自分の父親の家に泊めてもらっていた。父親は「ものすごく厳格な男で、私に対して多くの非難や罵りの言葉を発した」¹⁵。裁判で確認されているように、「彼女は自分と子どもを養っていた。子どものために家に居なければならなくなったので、貧しく、非常に苦勞しており、自分と子どもを扶養するのが精いっぱい状態だったので、なぜなら、彼女には支援も宿もなかったからだ」¹⁶。エリザベート・フロールは女たちがいるところで、もめごとに終止符を打った。彼女は「子どもを連れてどこにいったらいいのかも」、「どうして養ったらいいのかも」わからず、そのうえ、「厳格な継父を怖がっていて」、「自分自身を恥じて」もいた¹⁷。

6.

19世紀の子殺しの犯罪は、ドイツを震撼させた飢餓の危機と密接な関係があることを念頭に置いて読み解かなければならない¹⁸。人口が一度に増加したものの、貧弱な産業と未発達の手工

業は人々を貧乏にし、その結果、移住運動がこれまでにない規模で始まった¹⁹。19世紀の後半になって工業化が計画通り進み、鉄道の敷設が始まると、ようやく状況は変化した。上記に引用した公文書の子どもの父親のうち何人かはアメリカに移住していたので、養育費の支払いのために、法廷に引き出すことはできなかった。多くの未婚の女性たちも子どもを連れて移住した。多くの地方自治体は土着の貧乏人に渡航費を支払った。というのは長期間にわたって彼らに生活扶養費を支払うよりも、自治体にとっては、このほうが安くついたからだ。インゲ・アウアーバッハは「実の両親や義理の両親は地方自治体と同じ態度をとった。『ヘンゼルとグレーテル』はヘッセン特有のメルヒェンというわけではない。当局は自ら13歳の青年を大人とみなし、無条件で彼らに外国への出国許可を与えたのだ²⁰」と言っている。

嬰兒殺しの女たちは全員下層農民の出身者だった。彼女たちが置かれていた環境は、この乏しい経済活動領域という背景から解釈されなければならない。進み続ける社会の貧困化のなかで、奉公人たちが独自の生存を創出することは、ますます困難になっていた。ほとんどすべての場合、新たな生存者の創出は、社会的下降と結びついていた。多くの生計を得る機会、子どもも含めて家族の全員が生計費の獲得に寄与するということが、結び付けられなければならなかった。「下層農民層の生活構造がどれだけ不安定なものであったか想像してみてください」とバーバラ・グレイヴは言っている。飢餓の危機、不作、そのうえさらに個人的な不幸が起きると、生存が脅かされる可能性が生じた²¹。未婚のまま子を持つことは、上記の個人的な不幸に相当した。子どもを殺すことは、もし発覚しなければ、解決方法の1つでありえた。数え切れないほど多くの子どもが発見されないままだったことを考えると、女中は嬰兒を殺すことにより、これまでの生活を続けることができ、やっとの思いで作上げた壊れやすい均衡をそのまま保つことができたのである。

7.

18世紀末から19世紀初頭にかけての社会文化的発展および政治的発展の矛盾に対する対応策として、下層民の間で、嬰兒殺しが横行する日常が出現し、都市富裕市民の秩序を実践するまさにその過程で、嬰兒殺しは再び著しく増加したのだ。嬰兒殺しを予防しようとする啓蒙主義者の努力はほとんど実を結ばなかった。なぜなら、彼らは犯罪人の経済的・心理的状況に立って問題を掘り下げることができなかったからだ²²。19世紀初期の法学者たちは、子殺しを基本的な母性愛欠如の兆候とみなした。ルソーの理想にそって解釈すると「当然のことながら」あらねばならない母性愛を、とくに粗暴で墮落した女たちだけが感じないというのだ。社会的困窮を裁判官たちは説得力のある動機だとは認めなかった。彼らは他の女たちは同じような状況のなかで、子どもを殺すことなく自分の運命をひとりで克服していると言って、彼女たちを叱責した。母性愛や家族教育を強調することが問題解決の方法とされていることは、下層農民層出身の被告人女性の社会的現実という背景を考慮しないものであり、侮辱でもあった²³。そのうえ、貧民支援に対する要求もあった。貧民支援は共同体がいやでも行わなければならない義務であった。大多数の共同体では不十分な財政状態を考えると、その義務を十分に果たすことができず、何とかやりくりできてさえいれば、その要求をはねつけていたのだ。

この調査は次のような結論に達した。なるほど啓蒙主義者によって要求された、教会の贖罪廃止と国家猥褻罰金廃止は実行されたし、死罪を宣告することもそう長く続いたわけではなく、15年の監獄刑に処すと変更された。しかし、嬰兒殺しを防ぐのに有効な予防措置は廃止された。その結果、新しく設立された分娩所や捨て子養育所も嬰兒殺しを阻止することはできなかった。啓蒙的な努力を重ねた結果、未婚の妊婦は国立分娩所で自由に出産できることになったが、その知らせが本人に届くことはなかった。というのは、国立分娩所は教育と研究の進歩のために設立された施設だったので、女性は医者や医学生の実習教材として扱われ、多くの患者が死亡した危険な鉗子分娩（訳者注：鉗子と呼ばれるトングのような形をした金属製の医療器具で、赤ちゃんの頭を挟み、体全体を引っ張り出す分娩方法）や帝王切開を行っていたからだ。そこで流行していた産褥熱もまた入所をためらわせた。未婚の母に安心できる宿舎を提供するという目的は、果たされないまま終わったのである²⁴。結局、捨て子養護施設だけが未婚の母たちの逃げ場として残った。その施設は困窮状態にある女性に、乳飲み子を人に知られることなく回転箱に捨てるという可能性を提供した。それによって子どもは傷つけられることなく、国家費用で養育されたのだ。

しかしながら、この制度はドイツでは数年のうちに頓挫した。なぜなら経済的に不可能であると証明されたからだ。捨て子養育施設の数が多くなったが、設備は不十分なままで、ドイツ領地の各支配者が莫大な費用の支払いを承認しなかったのである²⁵。

このようなやり方で、未婚の母の問題はまた後戻りしてしまった。彼女たちは自立しており、望んでいなかった子どもを殺すより他、方法を思いつくことができなかったのだ。

19世紀末になって初めて、この犯罪は数の上では減少した。ドイツでは産業革命と会社設立ブームによって経済的躍進が見られ、それが新しい職業形態を生み出し、さらに社会福祉関係立法を成立させたので、社会の下層階層の人々にも肯定的な影響を及ぼしたのである。

注

- 1) Vgl. Marita Metz-Becker, Gretchentragödien. Kindsmörderinnen im 19. Jahrhundert (1770-1870), Sulzbach am Taunus 2016.
- 2) Vgl. Claudia Honegger, Die Ordnung der Geschlechter. Die Wissenschaft vom Menschen und das Weib 1750-1850, Frankfurt/Main/New York 1991, S. 126-167.
- 3) Vgl. Marita Metz-Becker, Mythos Mutterschaft. Kulturhistorische Perspektiven auf den Frauenalltag des 18. und 19. Jahrhunderts, in: Helga Krüger-Kirn/Marita Metz-Becker/Ingrid Rieken (Hg.), Mutterbilder. Kulturhistorische, sozialpsychologische und psychoanalytische Perspektiven, Gießen 2016, S. 19-43, hier: S. 29-30.
- 4) StAM (= Staatsarchiv Marburg) 268 Fritzlar, Nr. 16, 1858/59.
- 5) StAM 261 Oberappellationsgericht, Kriminalakten 1822-36, N37, 1831.
- 6) StAM, 268 Marburg, Nr. 59, 1856-1857; 1870.
- 7) StAM, 261 Oberappellationsgericht, Kriminalakten 1822-36, G89.
- 8) StAM 268 Hanau, Nr. 185, 1851/52; 1863-1866
- 9) Ebd.

- 10) StAM, 261 Oberappellationsgericht, Kriminalakten 1822-1836, G89.
- 11) Vgl. Otto Ulbricht, Kindsmord und Aufklärung in Deutschland, München 1990.
- 12) Vgl. Johanna-Luise Brockmann, Das Ärgernis – ein Lehrstück zur Sozialgeschichte der „armen Weibspersonen“ in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts, in: Sozialpädagogik im Wandel, hrsg. v. Adian Kniel, Kassel 1984, S. 13-37.
- 13) StAM, 261 Oberappellationsgericht, Kriminalakten 1822-36, E75.
- 14) StAM 268 Marburg, Nr. 41, 1858; 1861.
- 15) StAM 261 Oberappellationsgericht, Kriminalakten 1822-36, N37.
- 16) Ebd.
- 17) StAM, 268 Marburg, Nr. 12, 1853.
- 18) Vgl. Wilhelm Abel, Massenarmut und Hungerkrisen im vorindustriellen Deutschland, Göttingen 1972; vgl. auch die sozialrevolutionäre Schrift von Georg Büchner, Der Hessische Landbote, Darmstadt 1834.
- 19) Vgl. Peter Assion, Von Hessen in die Neue Welt. Eine Sozial- und Kulturgeschichte der hessischen Amerikaauswanderung mit Text- und Bilddokumenten, Frankfurt/Main 1987.
- 20) Inge Auerbach, Auswanderung aus Kurhessen 1832-1866, Marburg 1985, S. 28.
- 21) Barbara Greve, „Den Nothstand im Kurstaate betreffend.“ Ein Beitrag zum Armutsproblem der unterbäuerlichen Schichten in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, in: Hessische Heimat, 38. Jg., 1988, S. 99-105, hier: S. 100.
- 22) Vgl. Jürgen Schlumbohm, Findel- und Gebärhäuser als Mittel gegen den Kindsmord. Debatten und Praktiken im späten 18. und frühen 19. Jahrhundert, in: Marita Metz-Becker (Hg.), Kindsmord und Neonatizid. Kulturwissenschaftliche Perspektiven auf die Geschichte der Kindstötung, Marburg 2012, S. 25-38.
- 23) Vgl. Marita Metz-Becker, Mythos Mutterschaft, a.a.O., hier: S. 40.
- 24) Vgl. Marita Metz-Becker, Der verwaltete Körper. Die Medikalisierung schwangerer Frauen in den Gebärhäusern des frühen 19. Jahrhunderts, Frankfurt/Main/New York 1997.
- 25) Vgl. Christina Vanja, Institutionen aufgeklärter Wohlfahrt und mittelalterlicher Caritas, in: Kassel im 18. Jahrhundert. Residenz und Stadt, hrsg. v. Heide Wunder/Christina Vanja/Karl-Hermann Wegner, Kassel 2000, S. 104-142.